

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 告示
大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件 五二
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を変更する件 五二
- 保安林の指定をする予定である件 五二
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 五二

告示

福島県告示第七百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を令和四年十一月十八日から令和五年三月十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合ふくしまやのめ店 福島県福島市南矢野目字向原一番一号ほか
- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前十時から午後九時五十分まで
（変更後）午前九時から午後十時まで
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前九時三十分から午後十時

- 三 変更しようとする年月日
令和四年十月二十七日
- 四 届出年月日
令和四年十月二十六日
- 五 届出をした者
みやぎ生活協同組合

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百三十二号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（令和四年福島県告示第三百五十五号）の一部を次のように変更する。

令和四年十一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

表会津若松市の項中「南千石町第二」を「南千石町第二 南千石町第三」に改める。
（農村計画課）

福島県告示第七百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年十一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
相馬市磯部字大洲一七の一、一七の一四から一七の二六まで、一七の三八から一七の四五まで
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
主伐は、択伐による。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 二 保安林予定森林の所在場所
相馬市磯部字古磯部六九の一、六九の二、六九の五、七〇の一、七〇の七、七一の二、七一の三、七二の三、七三の二、七六の二、七七の二、七八から八〇まで、八二の一、八四、八五、八七、八九、九三の一、九六、九七の二、九八の二、一〇〇

- 〇の二、一〇一の二、一〇二の一、一〇三の二、一〇五の二、一〇八の二、一一一の二、一一六の二、一一七の二、一一八の二、一二〇の二、一二三の二、一二五の二、一二七の二、一二九の二、一三一の一、一三三の二、一三八の二、一三九、一四〇の二、一四四の二、一四四の三、一四五の二、一四八の二、一四八の三、一四九の二、一四九の三、一五〇の二、一五〇の三、一五三の二、一五三の三、一七四から一七九まで、一九八、一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の二、二〇一の一、二〇二の一、二〇二の四、二〇七、三二三、三二四の一

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定の目的

3 指定の目的

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

- 相馬市蒲庭字前迫八五の一、八六の一、字狩野一四五の一、一七四の三、一七五、一八五の四、一八五の一七、一八五の四三

2 指定の目的

潮害の防備

3 指定の目的

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第七百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和四年十一月十八日

福島県知事 内堀雅雄

1 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

- 喜多方市慶徳町松舞家字澤田六六七の一、六七〇、字雷神山四三〇九のイ、四三〇九の二、四三一三、四三一四の一、四三一四の二、四三一五から四三二九まで、四三三一、四三四五の一、四三四五の二、四三四六、四三四七

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字澤田六六七の一、六七〇、字雷神山四三一四の一、四三一四の二、四三一五、四三一六、四三二三、四三二五
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができない立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市熱塩加納町宮川字権現森七七〇九の二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市熱塩加納町宮川字広畑道下七七四二の二

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができない立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市熱塩加納町米岡字打越丁二〇七五の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市熱塩加納町米岡字打越北丁二一六七から丁二一六九まで、丁二二七〇の
- 一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市熱塩加納町米岡字石宮南丁二〇六四の二、丁二〇六五、丁二〇六六の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市熱塩加納町宮川字前垣五三九九、五四〇〇の二、五四〇一、五四〇一の
イ、五四〇二、五四〇三、五四〇七、五四〇九、五四四四、五四四五、五四六〇の
一、五四六〇の二、五四六二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市熱塩加納町相田字向山甲一三五五の一、甲一三五五の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
喜多方市熱塩加納町相田字横道甲七四一の一、甲七四一の二、甲七四九の二、甲
七五二の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

- 次のとおりとする。
- 十一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 1 喜多方市熱塩加納町相田字野辺沢山甲一一七一の一八
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 十一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 2 喜多方市熱塩加納町字南荒田丙一四六八から丙一四七二まで
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができ立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)